（認定の有効期間の更新）

第十九条の十三　法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項に規定する申請書（第四項において単に「申請書」という。）は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者の主たる事業所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2　法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第一項第六号の環境省令で定める事項は、認定証の番号及び交付年月日とする。

3　法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、第十九条の二第二項各号に掲げる書類のほか、法第十八条の五第一項第四号に規定する研修の実施状況に関する報告書とする。

4　都道府県知事は、法第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けようとする者に対し、申請書及び前項に定める書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

第三十六条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号。」に改める。

第四十六条第一項第八号中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項」に改め、「許可」の下に「（以下この号において「所持の許可」という。）」を、「交付年月日」の下に「（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）」を加える。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の申請等）

第四十六条の二　法第三十八条の二第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　申請者の住所、氏名、職業及び生年月日

二　使用する麻酔薬の名称及び量

三　住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならない理由

四　捕獲等をしようとする期間及び区域

五　捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量

六　危害の防止のための措置

七　使用する麻酔銃の所持につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項の規定による許可（以下この号において「所持の許可」という。）に係る許可証の番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）

2　都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　法第三十八条の二第六項の麻酔銃猟許可証の様式は、様式第十五の二のとおりとする。

4　法第三十八条の二第七項の規定による麻酔銃猟許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　申請者の住所、氏名、職業及び生年月日

二　麻酔銃猟許可証の番号

三　麻酔銃猟許可証を亡失し、又は麻酔銃猟許可証が滅失した事情

5　麻酔銃猟許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

6　麻酔銃猟許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。

7　麻酔銃猟許可証は、法第三十八条の二第九項第一号又は第二号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなった場合は速やかに、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

第五十四条中「保護及び」の下に「管理並びに」を加え、「保護管理」を「保護及び管理」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（狩猟について必要な適性の確認方法）

第五十九条の二　法第五十一条第二項ただし書の環境省令で定める方法は、狩猟免許の更新の申請書に、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面を添付させ、その内容を確認することとする。

一　対象となる事業従事者の氏名

二　適性を有することを確認した日

三　適性を有することを確認した方法及びその結果

第六十条第三項中「適性検査」の下に「又は法第五十一条第二項ただし書の規定による確認」を加える。

第六十一条第一項中「保護及び」の下に「管理並びに」を加え、「保護管理」を「保護及び管理」に改める。

第六十五条第九項第三号中「若しくは」を「又は」に改める。

第六十六条第四項中「第五十七条第一項」の下に「各号」を加え、「行った」を「与えた」に改める。

第七十五条第一号及び第七十六条第一項中「生育」を「生息」に改める。

第七十七条中「第七十五条第四項」を「第七十五条第五項」に改める。

第七十八条第二項中「保護管理」を「保護又は管理」に改める。

第七十九条中「第二条第六項」を「第二条第十項」に改める。

第八十条中「第二号」を「第一号、第二号、第四号」に、「第三号」を「第六号」に、「第四号」を「第七号」に、「第八号、第十号」を「第十一条、第十三号」に、「及び第十一号」を「、第十四号及び第十五号」に改め、第十二号から第十九号までの各号を四号ずつ繰り下げ、第十一号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　法第七十五条の二に規定する権限

第八十条中第三号から第十号までの各号を三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　法第十四条の二第三項に規定する権限

第八十条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　法第七条の三第四項（法第七条の四第三項において準用する場合を含む。）及び同条第五項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

二　法七条の四第三項において読み替えて準用する法第七条第五項及び第七項に規定する権限

様式第一（表面）中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第二中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「従事者証は、その効力を失った日から」を「許可を受けた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から」に改める。